

意見募集期間 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)
意見提出者数 計2名
提出意見数 10件

番号	ページ	項目	意見	本市の考え	修正
1		全体	【合計特殊出生率の急激な低下への対応について】 【問題点】総合計画によると、本市の合計特殊出生率は平成27年(2015年)の1.56から令和6年(2024年)には1.12へと低下しており、その低下幅は国・県と比較しても最大の水準です。令和5年以降は自然減の状態が続いています。この深刻な少子化傾向にもかかわらず、教育大綱には少子化の現状認識と、それを踏まえた教育施策の方向性が一切記載されていません。 【改善案】「質の高い教育環境の充実が定住・転入促進につながる」という因果関係を大綱に明示し、教育施策を少子化対策と連動した市の戦略として位置付けていただきたいです。これは総合計画が掲げる「人と人とのつながりの中で暮らし続けられるまちづくり」とも整合するものと考えます。	(回答) 教育の質と教育環境の向上により、魅力的な教育を提供していくことは、結果的に住む場所として、本市を選んでいただき、住民の転入と、出生率の向上につながるものと考えております。実際、教育施策に力を入れることで、人口増に転じた東京近郊市もございます。具体的な施策としては第3期朝霞市教育振興基本計画のなかで、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実をめざし、新しい教育内容に取り組むほか、施設の適切な維持・管理をはかり、教育内容・学校施設ともに充実をはかってまいります。これら施策の評価については、毎年の事業評価の中で検証してまいります。	無
2	1	第1章 教育大綱について 1 大綱策定の趣旨	【素案の策定プロセスの不透明さについて】 【問題点】第6次総合計画の策定にあたっては、市民ワークショップ(28名参加)・市民意識調査(976名回収)・こども基本法に基づく若者ヒアリングなど、丁寧な市民参画プロセスが実施されており、その概要が文書内に明記されています。教育大綱素案にも策定経緯・市民や当事者の意見反映状況に関する説明の枠がありません。 【改善案】素案の第1章「大綱策定の趣旨」に、総合教育会議における協議回数・関係者ヒアリングの実施状況など、策定プロセスの概要を追記してください。	「第1章 3 策定の経過」として追記しました。	有
3	2	第2章 朝霞市の現状と課題 学校教育 3 多様なニーズに対応した教育の推進	【外国人児童生徒への教育支援が大綱本文に反映されていないことについて】 【問題点】実施計画の第3章(学校教育)には「日本語指導充実事業」「国際理解教育事業」が明記されており、事業としては実施されています。しかし、教育大綱素案の本文には日本語指導を必要とする外国人児童生徒への支援に関する記述が一切ありません。上位計画である総合計画は多様性・ダイバーシティの尊重を共通理念として掲げており、本市は年間約9,800人規模の転入者を抱える流動性の高い都市です。実際に行っている支援が大綱に反映されていないことは、計画体系の整合性の観点からも問題があるように感じます。 【改善案】教育大綱の「多様なニーズに対応した教育の推進」の項に、外国人児童生徒への日本語指導支援および多文化共生の観点を明記していただきたいです。	(回答) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けており、ご指摘の外国人児童生徒への日本語指導支援及び多文化共生の観点につきましては、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」(第2章 施策の展開―基本目標2 確かな学力と自立する力の育成―施策3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進)及び(第2章 施策の展開―基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進―施策1 共生社会を目指した支援・指導の充実)の中で記載させていただいております。	無
4	2	第2章 朝霞市の現状と課題 学校教育 4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実	【教員不足への対応について】 教職員の資質向上や働き方改革に関する記載は重要である一方、全国的に教員不足が深刻化している現状を踏まえ、教員確保、働きやすい職場環境の整備、人員配置の充実、市独自の支援策の検討、県への処遇改善要望などについても言及いただきたい。	(回答) 教育大綱においては、教職員の資質向上や働き方改革を推進する方針を掲げるとともに、教員確保や人員配置の充実についても継続的に取り組んでおります。具体的には、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・実施やICTを活用した自宅等における勤務(テレワーク)の実施等による職場環境の改善に努めるほか、県や関係機関に対して処遇改善等の要望を行うことで、地域における教職員確保の環境整備を目指しております。今後も、教員が安心して勤務できる体制の構築に取り組み、質の高い教育の提供を継続してまいります。	無
5	2～4	第2章 朝霞市の現状と課題 学校教育 3 多様なニーズに対応した教育の推進 5 学校施設の適切な維持・管理 生涯教育 1 生涯にわたる学びの推進 スポーツ・レクリエーション 2 利用しやすい施設の提供	【財政の硬直化と教育投資計画の不整合について】 【問題点】総合計画によると、令和6年度の経常収支比率は97.6%に達しており、財政の硬直化が進んでいます。一方、教育大綱素案には学校施設の老朽化対策、支援員等の人的配置充実、ICT環境整備など多額の財政負担を伴う施策が優先順位なく列挙されています。実施計画を参照すると、教育分野だけで小中学校施設改修、給食センター改修、コンピュータ整備、特別支援教育、日本語指導充実など多数の事業が同時進行しており、財政余地との整合性に疑問が生じます。 【改善案】教育大綱に「財政制約を前提とした重点投資分野の優先順位」を明示してください。例えば「安全に関わる施設老朽化対策を最優先とし、ICT整備は国庫補助金を最大限活用する」など、財源の裏付けと施策の優先度を大綱本文に記載することを求めます。	(回答) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものと位置付けており、施策の優先順位は記されていません。 各個別の教育に関する施策については、第3期朝霞市教育振興基本計画に基づき、毎年の実施計画の中で、市全体としての施策の優先順位、財政状況を鑑みながら施策化されております。御指摘の点については、毎年の予算編成過程において議論・検討してまいります。	無

意見募集期間 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)
意見提出者数 計2名
提出意見数 10件

番号	ページ	項目	意見	本市の考え	修正
6	3	第2章 朝霞市の現状と課題 学校教育 6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	【部活動の地域移行に関する方針の不明確さについて】 【問題点】教育大綱素案では部活動の地域移行について「国のガイドラインを基に体制を構築していく」との記述にとどまっています。地域移行は全国的にすでに移行期限を迎えている喫緊の課題であり、現時点で具体的な方針や工程が示されていないことは、保護者・生徒・地域関係者にとって大きな不安材料です。実施計画には「生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備」が掲げられていますが、目標時期・体制・予算規模が不明確なままです。 【改善案】大綱に「令和8～9年度を移行完了の目標期間とし、地域クラブの運営主体確保・指導者育成・費用負担のあり方を令和8年度中に整理する」など、具体的な工程を明記していただきたいです。また、総合計画が掲げる「地域コミュニティの担い手育成」と連動させ、部活動移行を単なる教育課題でなく地域活性化施策として位置付けることを提案します。	(回答) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものと位置付けており、具体的な方針につきましては、教育委員会より「朝霞市今後の部活動方向性」としてとりまとめHPにてお知らせしております。(参考URL city.asaka.lg.jp/soshiki/38/bukatsu-houkousei.html) また、部活動地域展開ニュースを定期的に発信し、具体的な進捗状況をお知らせしております。(参考URL(現時点での最新号) city.asaka.lg.jp/soshiki/38/bukatsu5.html)	無
7	4	第2章 朝霞市の現状と課題 地域文化 3 地域文化によるまちづくり	【シビックプライド醸成における学校教育の役割について】 【問題点】教育大綱の地域文化章では「ふるさと意識が希薄になりがち」と課題認識が示されていますが、その対応策として挙げられているのは既存地域イベントの継続のみです。ふるさと意識・シビックプライドの醸成には、学校教育を通じた体系的な郷土学習や地域との協働学習が有効であるにもかかわらず、学校教育章と地域文化章が完全に断絶しています。なお、実施計画には「博物館と小中学校の連携学習活動」が掲げられており、その素地はすでに存在しています。 【改善案】学校教育章と地域文化章を横断的に接続し、「柵塚古墳・旧高橋家住宅などの地域資産を活用した郷土学習のカリキュラム充実」を明記していただきたいです。	(回答) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けており、ご指摘の郷土学習の充実につきましては、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」(第2章 施策の展開―基本目標2 確かな学力と自立する力の育成―施策3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進)及び(第2章 施策の展開―基本目標11 歴史や伝統の保護・活用―施策3 小・中学校と連携した学習活動)の中で記載させていただいております。	無
8	4	第2章 朝霞市の現状と課題 地域文化 3 地域文化によるまちづくり	【多文化共生及び日本語指導を必要とする児童生徒への支援について】 朝霞市における外国人住民の割合は県内他自治体と比較して高い水準ではないものの、今後5年間を見据えた計画であることから多文化共生や日本語指導を必要とする児童生徒への支援についても視点として盛り込むことを検討いただきたい。	(回答) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けており、ご指摘の外国人児童生徒への日本語指導支援及び多文化共生の観点につきましては、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」(第2章 施策の展開―基本目標2 確かな学力と自立する力の育成―施策3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進)及び(第2章 施策の展開―基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進―施策1 共生社会を目指した支援・指導の充実)の中で記載させていただいております。	無
9	6～9	第3章 朝霞市教育大綱	【人口減少局面を見据えた教育施策の視点欠如について】 【問題点】総合計画では本市の人口が令和22年(2040年)をピークに減少へ転じると推計されています。教育大綱の計画期間(～2030年)はその転換点に向かう重要な準備期間にあたります。しかし素案の目標像はすべて現状維持・充実方向のみで構成されており、人口減少局面における教育資源の選択と集中、学校規模の適正化といった視点が皆無です。 【改善案】大綱に「人口動態のモニタリングと学校規模適正化の検討」を追加し、「大綱期間中に児童数の推移を継続的に把握し、必要に応じて学校規模適正化の指針を策定する」旨を明記すべきと考えます。	(回答) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けており、ご指摘の学校規模の適正化につきましては、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」(第2章 施策の展開―基本目標5 学校施設の適切な維持・管理―施策3 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施)の中で明記させていただいております。	無
10	8	基本方針	【子どもの主体的な参画について】 教育基本法第2条では、「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が教育の目標として掲げられています。そのため、児童会・生徒会活動、校則づくりへの参加、学校行事の企画、学校運営への意見表明など、子どもが主体的に学校づくりに関わる経験を通じて社会参画を学ぶ視点についても記載を検討いただきたい。子どもの主体性や意見表明を尊重し、学校生活の中で実践的に学ぶ機会を充実させることは、将来の社会の形成者を育てるという教育基本法の理念にも合致すると考えます。	(回答) 現行の教育大綱素案におきましても、児童生徒一人ひとりの豊かな心と自立する力の育成を目指す中で、学校・家庭・地域が連携しながら子どもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力をもって社会に貢献できる環境整備をすることを基本方針の一環として掲げております。 今後も、児童会・生徒会活動や学校運営への参加、学校行事の企画などの実践的な経験を通じて、子どもたちが自らの考えを表現し、主体的に社会に関わる力を一層育める環境づくりに努めてまいります。	無